

六月三日(第六日)

一 南議事會時刻

自十時五十分
至十一時五十分

二 出席議員の次の通りである

議席次	氏名	議席次	氏名	議席次	氏名
一	伊村春正	九	米積清松	二	春当山伸太郎
二	岸本利定	一〇	伊村正重	三	安次富盛信
三	佐喜真慎祐	一一	花城清豊	四	稻嶺盛三
四	中山勝豊	一二	中里幸助	五	岩里敏行
五	安里良朝	一三	松本利定	六	枘原正賢
六	峰岡健一郎	一四	山本朝徳		
七	花正大五	一五	天久盛雄		
八	花正大五				

三 欠席議員三名 三番 伊佐真一

四 市町村自治法第六十二條の規定により、會議事件説明のため、出席しな者は次の通りである

村長 伊村春勝 財政課長 当山 金豊

助役 安里真徳 経済課長 澤崎 安一

収入役 伊村春松

五 議事日程は次の通りである (書記として朗読せしめる)

日程第一 議事第二号 官野法村退職金積立條例設置について(可決)

日程第二 議事第三号 育英資金積立條例設置について(可決)

六 議會の顛末

議長 十時十分五十分開會宣言

宜野灣村役所

議	長	出席一人名でありませう。よって自治法第35条の規定により 議會は成立致しませう。唯今より議會を開會致しませう。
ニ	番	日程変更の動議、水道関係の請願の手続を早したるのと 動議を提出致しませう。
議	長	替りて唱へらるるあり
議	長	ニ番議員の動議は成立しておられますが、左様取訂を良しとお 認り致しませう。
議	長	要議らしと呼ぶのあり
議	長	不台會員御要議の採りませうと下、會員立法院に請願に 行くことに致しませう。
議	長	時間中に後時に行くことに致しませう。日程通り進めことに致しませう。
議	長	休憩を致す(十時十分)
議	長	再開を致す(十時十分)
議	長	日程第一議案第3号、宜野法村退職金積立金條例設定 案について何議致しませう。
議	長	書記として朗読せしめませう。
議	長	提案者の御説明願ひませう。
助	役	臨時的の委員でありませうと下、積立金設定しませう。これを 議案として行った方が良しと思ひませうと下。
一三	番	施行中の積立金の條例による額及びその理由
助	役	五年度だったと思ふが、五万円、予算処置として積立 ありましたと下、自治法の積立をあげたうと、全て六年度の

八	番	第ニ條で更にいふが
助	役	第ニ條に於てしつた場合のその役積立てのりれはらる
二	番	五十年の相対大の念で、これをわがすこは木更又ニする
一	番	常とせられ積立てる必要を考すか検討するが由願下
		その必要度の額に於ての見解は
		今すて出た分は残すおまか
助	役	今すでの積立分はさうするに干算せ通して行つたおまかである
二	番	五七年、五八年、五九年年度の年度の退職金の額はどうなる
		ておまか
一	番	額の場合その時の中合せがあつたか
助	役	なり、取源の餘格があつたか
助	役	退職金の額は何名分であつたか
一	番	五万円のおまかに、その金を使用せず、取源の額があつた
		か、硬はなつたか
助	役	当初予算で予測出来たか、それでやりだしたか
六	番	第ニ條の額は五十年の一ヶ月を以てり運したか
二	番	当初予算で全くめはらつたか、退職者とは
助	役	三役以外に平想出来たか、五年三名位である
八	番	五十年の可能か
助	役	當時の四、五名の時であり、月給三、四万円位で増俸と年
八	番	数に人員等は、大まかにいへば出来たか

宜野湾村役所

八	番	本年度の差額の積まなければならぬと思ふが、増俸率数で多額を支拂はれらるゝ事であるが、他期による場合はどうなるか。
七	助	普通であれば、五〇〇円あれば充分賄ふと思ふ。
六	一 番	積立金かうおさねなければならぬと思ふ。
五	助	全部予算を通してやるべきであらう、予算でなされる必要があつと思ふ。五〇〇円あれば外から持つて置くても、これだけ充分運用出来ると思ふ。
四	二 番	金額の差に於て、他市町村の毎年の積立額を調べられたことがあつた。
三	助	補添村の場合、給料月額額の五〇%とらつておまが、読谷村の場合、口内。
二	議	議長 質疑を打つて良いか、お諮り致します。
一	助	議長 進行と囁くものあり。
	議	議長 七〇質疑の答、稱うておきます、打切ります。
	助	議長 退職金支給状況は次の通りである。
		一九五七年度 一三三、〇〇〇円
		一九五八年度 四二五、〇〇〇円
		一九五九年度 四四、〇〇〇円
		一九六〇年度 一五四、六〇〇円
	二 番	今までの積立の残は幾らか。
	助	元金 五万円
		利息 五八年度まで、二、〇八四円となつておる。

議 長	討論をお願ひします。
一 番	原案に替り退職金の支給條例も設定してあり、積立金條例の おれが臨時のお費、款源の確保の要あり、第五條で特別規定が あり、現在二三年位で三名位の議員が、だんだん年間の増 給の増、人員の増等がある中で、原案通り替り致します。
八 番	執行面を心配して感じているが、その千算の分は数が 少らう、問題口は市単格によつて人員給金の増により、千 算で定らぬ場合は、どうするか問題である。
議 長	但し第五條の額不足を生じた場合は、その年の千算額で流用 する、これが出来ぬ（替りと呼ぶ） 休職を定す（千算二時三分）
二 番	再南を定す（千算二時四分） 修正して替り、積立金は最底限の保障が原則であり、今までの 積立金があり、今年度の分を合して、一千万位あると思つ 今までの、何とを款源がおとすか、今年度の場合、分が、そう して、おとす、何とを、毎年の積立額を四百五十万に修正して替り 修正案。
一 七 番	第五條（五二ドル）とあるを（四二ドル）に改めろ。 原案通り替り致します。
議 長	では一三番議員と七番議員より原案替り、二番議員より修正し て替り、十三の替り意見がおとります、それで表決致します。
議 長	二番議員より修正案に替り、おとす、千算額を定す。

宜野灣村役所

議 長	<p>挙手した者三名が教でありますので、否決にかりました。</p> <p>一三番七番議決より、原案替りの方挙手願ひます。</p> <p>挙手した者、一名は過半数でありますので、可決決定。</p> <p>議案第三号、宜野湾村退職金積立條例案を原案通り可決決定致します。</p>
議 長	<p>日程第一議案第四号、<small>資金</small>育英會積立條例案を原案通り書記より朗読せしめます。</p> <p>提案者の御説明願ひます。</p>
助 長	<p>村長先生の施政方針の中にもあった通り、どうしても村として進めなければならぬとの事で、教定</p> <p>余まで色々の事情で、教定させることが出来ず、去つた冒に、教定の段階にたつておいた。育英會を教定させる意味で、村として、それまで、分にも、ならぬので、おきて、り、来、年、より、教定させ、称うとの意味で、これを、たして、ある。</p>
一七 番	<p>育英會が、教定すれば、村の、出資金に、当てる、こと、の、事、と、色々の事情と、如何。</p>
助 長	<p>前にとり、申し、上げ、る、べ、い、で、は、な、か、此、と、て、と、い、う、事、で、ある。</p>
八 番	<p>育英會との、関連、に、つ、いて、</p>
助 長	<p>教育に、関、し、公、の、教育に、関、して、支出、して、は、な、ら、ぬ、こと、の、事、曰、か、村、として、これを、やら、ね、ば、な、ら、ぬ、こと、の、事、で、村、育英會、が、な、れ、ば、村、自体、でも、やら、ね、ば、な、ら、ぬ、こと、の、事、である。</p>
	<p>育英會が、教定、の、時、は、積立金、は、い、う、こと、と、思、へ、う。</p>

宜野湾村役所

八番	育英會を充足する意味を準備金に於て
一三番	一万円多額だがその根據は、又育英會に育英資金以外の事業に當り、事も考慮しておろすか。
助役	ない。二万円が、あることになつて、村としても八万円位持つ証であるが、その關係で二万円にしたのでない。
一三番	育英會として事業も計画しておろすか。
助役	ない。
一三番	何名位にならうか。
助役	四名位にならう。
一三番	四名の場合、一年で済ました金にはならぬ、四名であれば四年で一大名になる。
大番	一万円に於て、おろす村財政が、やうつりであらうか。
助役	一五万の額を出して、おろすか。二〇万以上なら、水がたまるか。
一六番	育英會の村常事業とは如何。
助役	村としては、村常は考へて、育英會が出来れば別である。
一七番	育英會が充足した場合、村に二万円を寄附することに、どうか。貸付については、現程があるか。
助役	貸付に於ては、別に條例で定める必要があり、来年度の四月であるか。
一五番	第四條に於て、分した場合は、如何。
助役	育英會が充足して、おろすか。その條例でも、積立て行くと言ふことである。

宜野湾村役所

